

## 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科所属教員適格者選考委員会 (埼玉大学)について(申合せ)

埼玉大学における大学院連合学校教育学研究科所属教員適格者選考委員会の開設、構成及び運営については、次のとおり行う。

### 1 適格者選考委員会開設の申請

適格者選考委員会(以下「選考委員会」という。)開設の申請は、当該連合講座(以下「講座」という。)埼玉大学部会の要請に基づき、当該講座の埼玉大学部会代表者が、当該講座代表者会議の議を経て、選考委員会開設申請書(様式1)により大学院連合学校教育学研究科運営委員会(埼玉大学)(以下「運営委員会」という。)委員長に要請する。

### 2 選考委員会の開設

運営委員会委員長は、前項の要請に基づき、選考委員会の開設を運営委員会に諮り、運営委員会はこれを審議する。

### 3 選考委員会の構成

- (1) 選考委員会は、原則として当該講座の埼玉大学部会に所属する教員5名の委員をもって構成するものとし、当該講座埼玉大学部会に所属する教員の合議により選定するものとする。
- (2) 選考委員会の構成にあたり、必要があると認めるときは、他講座の埼玉大学部会に所属する教員を1名以上、または連合学校教育学研究科を構成する他大学の当該講座に所属する教員を1名以上含むことができる。
- (3) 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

### 4 選考委員会の招集

選考委員会は、当該講座部会代表者が招集する。

### 5 選考委員会の審査

選考委員会は、原則として全委員出席のもとに開催し、適格候補者を審査する。

### 6 運営委員会委員長への報告

選考委員会委員長は、適格候補者の個人調書に所属教員適格候補者選考調書(様式2)を添えて、審査の結果及びその経緯を速やかに運営委員会委員長に報告する。

### 7 その他

この申合せによりがたい場合は、その都度運営委員会に諮り、決定するものとする。

### 付 則

この申合せは、平成10年11月27日から施行する。